

京都府公立大学法人ドナルド・マクドナルド・ハウス京都整備応援事業基金規程

令和 6 年 4 月 18 日
京都府公立大学法人規程第 48 号

(設置)

第 1 条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に京都府公立大学法人ドナルド・マクドナルド・ハウス京都整備応援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の構成)

第 2 条 基金は、次に掲げる資金をもって構成する。

- (1) 京都府公立大学法人未来づくり応援事業交付金（「ドナルド・マクドナルド・ハウス京都」整備応援事業費分）
- (2) 基金の運用益

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 4 条 基金は、ドナルド・マクドナルド・ハウス京都の整備事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(所掌)

第 5 条 基金の経理に関する事務は、財務室が処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 18 日から施行する。